

訪問相談員制度

東京都マンション管理士会大田支部のマンション管理士が訪問し、管理組合が抱える問題や取り組むべき課題の整理を支援し、課題解決の方向性や大田区や東京都等が実施する支援策の利用等を助言します。費用はかかりません。

【対象】

下記を満たす区内の管理組合等（管理組合または、管理組合設立に向け準備している区分所有者の団体）が対象となります。

- ・東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく管理状況の届出を行っていること

【相談例】

- ・マンションの適正な管理は何から始めればいいのか？
- ・管理組合はどうやって設立するのか？
- ・管理規約はこのままでいいのか？
- ・大規模修繕工事の進め方を知りたい 等

【派遣回数】

同一の管理組合等への派遣の回数は、同一年度内 3 回を限度とし、予算の範囲内で派遣します。

【派遣の申請】

派遣希望日の 30 日前までに、管理組合等の代表者名で、大田区マンション管理等訪問相談員派遣申請書を提出してください。

【派遣の決定】

派遣申請受付後、申請内容等を審査し、派遣決定通知書又は派遣不承認通知書を送付します。

問合わせ先

大田区まちづくり推進部建築調整課住宅担当

【大田区役所 7 階 14 番窓口】

電話 03-5744-1416（直通）